

小川町公共浄化槽事業経営戦略 概要版

1. 経営戦略の目的

小川町公共浄化槽事業は、2020(令和2)年度の「小川町生活排水処理基本計画」の見直しのなかで、各種汚水処理施設の中から最適な整備手法を検討し、事業区域では最適な手法として選択され、事業が開始されました。

公共浄化槽事業は、河川等の水質改善に不可欠な事業であり、将来にわたり安定的に事業を継続していくことが求められます。しかしながら、人口減少や今後の施設老朽化に伴う更新など、公共浄化槽事業を取り巻く環境は厳しいことが予測されます。

このような状況を踏まえ、公共浄化槽事業の中長期的な視点での将来予測を行い、持続可能な事業運営を図るため、今後10年間(2024(令和6)年度～2033(令和15)年度)の経営戦略を取りまとめることを目的とします。

2. 公共浄化槽事業の概要

■使用料

浄化槽の維持管理に係る経費として、人槽区分に応じた月額使用料を定めています。

また、清掃に係る経費として随时使用料を定め、清掃した月以降の月額使用料に加算しています。

具体的な金額や区分については、右記の表のとおりとなっております。

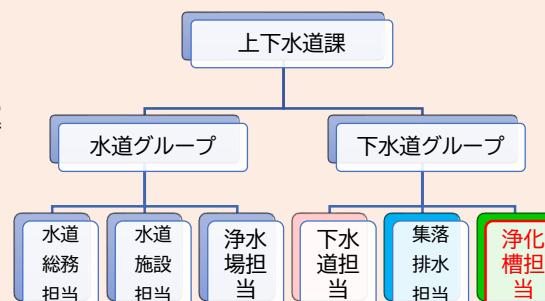
人槽区分	月額使用料 (税込み)	随时使用料 (税込み)
5人槽		
7人槽	3,300円	
10人槽		
11人槽以上	3,300円+10人槽を超えた部分に、人槽当たり275円を乗じた金額	くみとり汚泥10リットルにつき110円
共同浄化槽	1戸当たり3,300円	

■組織

本町の下水道事業は、2016(平成28)年度から水道課と統合され、上下水道課下水道グループとして事業を運営しております。

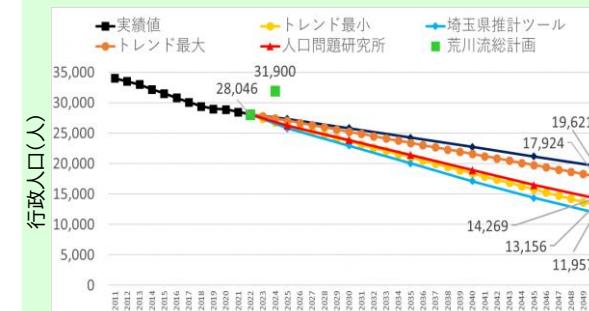
また、下水道グループは公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の事務を分担しております。

なお、浄化槽事業に係る職員給与費の措置は1名としております。

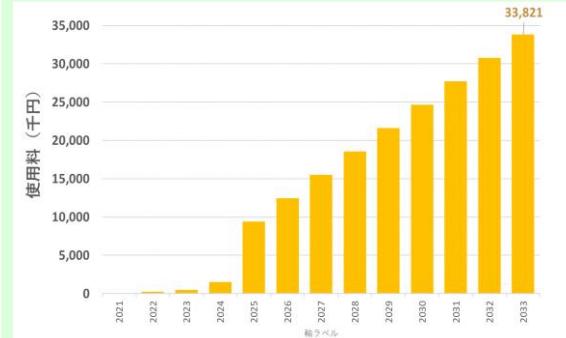


3. 将来の事業環境

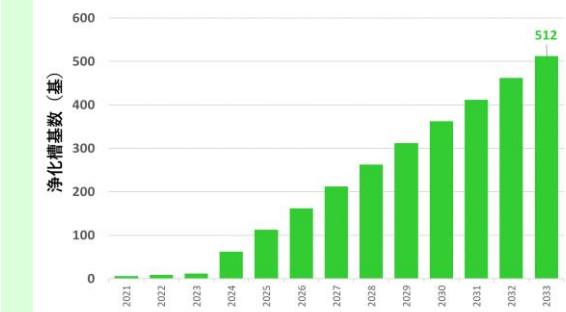
① 処理区域内の人口予測



② 使用料収入の見通し



③ 施設の見通し



4.投資・財政計画(収支計画)

●投資についての説明

(1)投資の目標に関する事項

汚水処理施設概成に向けて、概ね10年で合併処理浄化槽の整備が完了するように見込んでおります。

●財源についての説明

(1)財源の目標に関する事項

整備完了までは国庫補助金、県補助金及び企業債を計画しております。

(2)繰入金に関する事項

公営企業で運営しているため、使用料収入をもって経営を行う独立採算性が基本ですが、一般会計から以下の繰入金を見込んでおります。

【一般会計負担金】

総務省が示す繰出基準に基づく経費を繰入金として計上しております。

【一般会計補助金】

事業継続のために必要な最低限の額を計上しております。

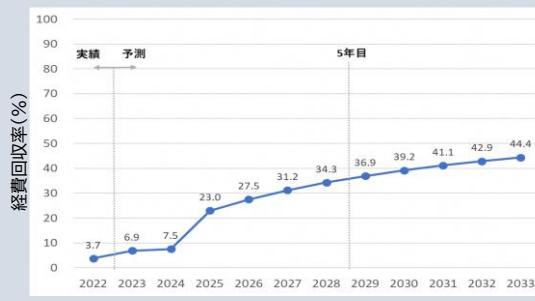
5.公共净化槽事業の財政収支見通し

■収益的収支



収益的収支は、収入が支出を上回り推移する見通しです。営業収益である使用料収入は整備基数の増加に伴い增收するものの、収益の半分以上は一般会計繰入金等である営業外収益により財源をまかなう見通しとなりました。

■経費回収率



計画期間内は、整備基数の増加に伴い使用料の增收が見込まれるため、費用に対する使用料収入の割合をあらわす経費回収率も上がっていく見通しです。整備完了後は、使用料の增收は見込めないため、経費回収率は概ね50%程度で推移する見通しです。

6.経営の基本方針

「第5次小川町総合振興計画・後期基本計画」の基本方針に基づき、生活環境の向上と河川などの公共用水域の水質保全に資するため、公共净化槽事業を次のとおり推進します。

- ①生活排水処理基本計画の推進
- ②適正な維持管理
- ③財政の健全化

7.公共净化槽事業の課題

■財源の確保

汚水処理に係る費用を使用料収入でまかなえていない状況にあります。今後、経営環境がより厳しくなることが想定されるため、財源確保に向けた取組が必要になります。

■繰入金の削減

公共净化槽事業では、一般会計からの補助金を多く繰入れている状況にあります。

公共净化槽事業の財政的な自立を目指す観点から、繰入金の削減を図る必要があります。

8.財政健全化に向けた取組

■投資に関する取組

●広域化・共同化・最適化に関する事項

2020(令和2)年度に見直しを行った「小川町生活排水処理基本計画」に基づき、最適な手法での整備を今後も継続します。

■財源に関する取組

●使用料の見直しに関する事項

2021(令和3)年度から事業が本格的に始動したため、今後の経営状況を詳細に分析したうえで、適正な使用料単価の算定を検討します。

また、検討時期については、小川町公共净化槽事業条例に規定されているとおり、おおむね5年ごととし、必要に応じて見直すものとします。

9.計画の事後検証

本計画の事後検証として、経営比較分析表の各指標を活用し、毎年度事業の進捗を確認するとともに、類似団体との比較を行うことで、経営状況の的確な把握と使用者への情報公開に努めることとします。

また、PDCAサイクルを実践し、経営戦略の実施状況の確認・検証を行います。計画の目標値と実績値との乖離があれば検証を行い、5年を目途に計画の見直しを行うこととします。